

特定個人情報保護評価に関する全項目評価書（案）（予防接種に関する事務）の概要

1 特定個人情報保護評価

マイナンバーを含む個人情報ファイル（以下「特定個人情報ファイル」という。）の取扱いによって発生するリスクを分析し、そのリスクをどのようにして軽減するかを、所定の様式の評価書に記載し、公表します。

2 実施の仕組み

- ・対象人数（システム上に保有する個人の数）等によって異なる種類の評価（基礎項目評価、重点項目評価、全項目評価）を実施します。
- ・対象人数が30万人以上の場合、基礎項目評価に加えて全項目評価を実施します。
- ・予防接種に関する事務は、これまで重点項目評価を実施していましたが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種記録の管理などを行う新システム等の利用により新たな特定個人情報の取扱いが生じるとともに、対象人数が30万人以上となるため、全項目評価を実施します。

3 趣旨

平成25年5月31日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」による、いわゆる「マイナンバー制度」の導入に伴い、本市では、予防接種に関する事務で保健センターシステムを利用し、特定個人情報ファイルを保有しています。

新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務を実施するに伴い、新システムであるワクチン接種記録システム（VRS）等を利用することから、新たな特定個人情報の取扱いが生じるとともに、特定個人情報を取り扱う対象人数が増えるため、全項目評価書の作成が必要となります。

このため、特定個人情報保護評価に関する全項目評価書（案）について、広く市民の皆さんのご意見を募集します。

4 主な変更内容

- （1）新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務及び当該事務で利用する新たなシステムに関する追記
（評価書1～8ページ）
- （2）ワクチン接種記録システム（VRS）等へのデータ登録及び参照に係るセキュリティに関する追記（評価書10ページ～）
- （3）ワクチン接種記録システム（VRS）等及びシステム内のデータに係るセキュリティに関する追記（評価書10ページ～）

5 根拠法令等

- （1）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
- （2）特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）
- （3）特定個人情報保護評価指針（令和3年特定個人情報保護委員会）